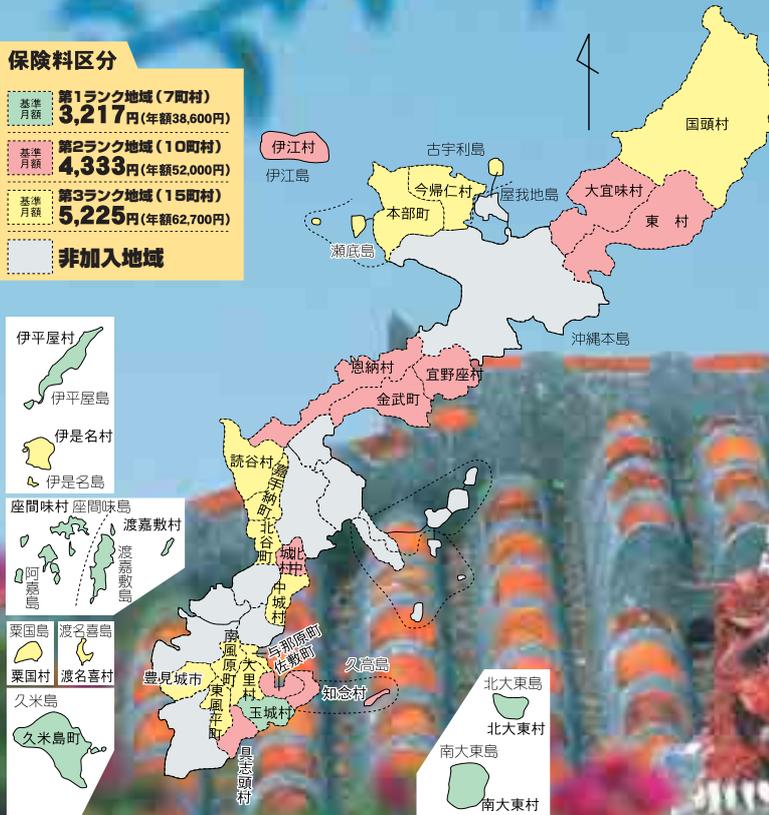


沖縄県介護保険 広域連合

平成
17年版
2005.MAR
OKINAWA

保険料区分

基準月額	第1ランク地域(7町村)	3,217円(年額38,600円)
基準月額	第2ランク地域(10町村)	4,333円(年額52,000円)
基準月額	第3ランク地域(15町村)	5,225円(年額62,700円)
	非加入地域	



(平成16年12月31日現在・人)

構成市町村人口		男	女	計
	85歳以上	2,449	7,557	10,006
	75歳～84歳	7,667	13,006	20,673
	65歳～74歳	16,977	18,004	34,981
	40歳～64歳	65,538	58,061	123,599
	20歳～39歳	52,345	50,428	102,773
	20歳未満	51,445	48,629	100,074
合計	196,421	195,685	392,106	
	世帯数合計	136,283世帯		

CONTENTS

- 議会…………… 2
- 組織図…………… 3
- 介護保険料の減額について… 4
- 事務局からのお知らせ… 6

介護保険広域連合とは？

介護保険財政を安定させ、介護サービスの標準化を図るとともに、介護保険における諸課題の解決に取り組んでいる市町村の組合組織です。
平成17年4月1日現在、県内32市町村で構成しています。



議会 第9回沖縄県介護保険広域連合議会定例会

平成17年第9回沖縄県介護保険広域連合議会定例会が、3月2日、3日の日程で開催されました。審議した議案及び結果は、下記のとおりです。

第9回定例会議案及び審議結果

議案	案	審議結果
議案第1号	沖縄県介護保険広域連合介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第2号	沖縄県介護保険広域連合財政調整基金条例の制定	原案可決
議案第3号	平成16年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第4号	平成16年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第5号	平成17年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算について	原案可決
議案第6号	平成17年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算について	原案可決
議案第7号	沖縄県介護保険広域連合広域計画の一部を変更することについて	原案可決
議案第8号	沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決

平成17年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算

歳入総額 863,084千円

項目	説明	単位:千円
分担金及び負担金	市町村からの負担金額	820,896
使用料及び手数料	督促手数料	1,270
国庫支出金	国からの補助金	1
県支出金	県からの補助金	32,925
財産収入	財産からの収入	1
繰越金	前年度からの繰越金	7,631
諸収入	歳入区分が不明瞭な収入	360

歳出総額 863,084千円

項目	説明	単位:千円	
議会費	広域連合議会に係る費用	5,108	
総務費	総務管理費	広域連合の運営に係る費用	482,537
	賦課徴収費	介護保険料の賦課及び徴収に係る費用	49,676
	調査認定費	要介護調査認定及び審査に係る費用	216,162
	給付管理費	主に介護給付に関する通知書等郵送に係る費用	4,067
	適正対策費	適正給付を行うために係る費用	68,680
	低所得者対策費	障害者施策による訪問介護利用者の経過措置に係る費用	12,581
	趣旨普及費	趣旨普及に係る費用	13,172
	離島等支事業費	基盤整備に係る費用	3,064
公債費	借入をしたときに支払う利息	33	
諸支出金	償還金等が発生した時に係る費用	4	
予備費	予期せぬ支出等に対応するための費用	8,000	

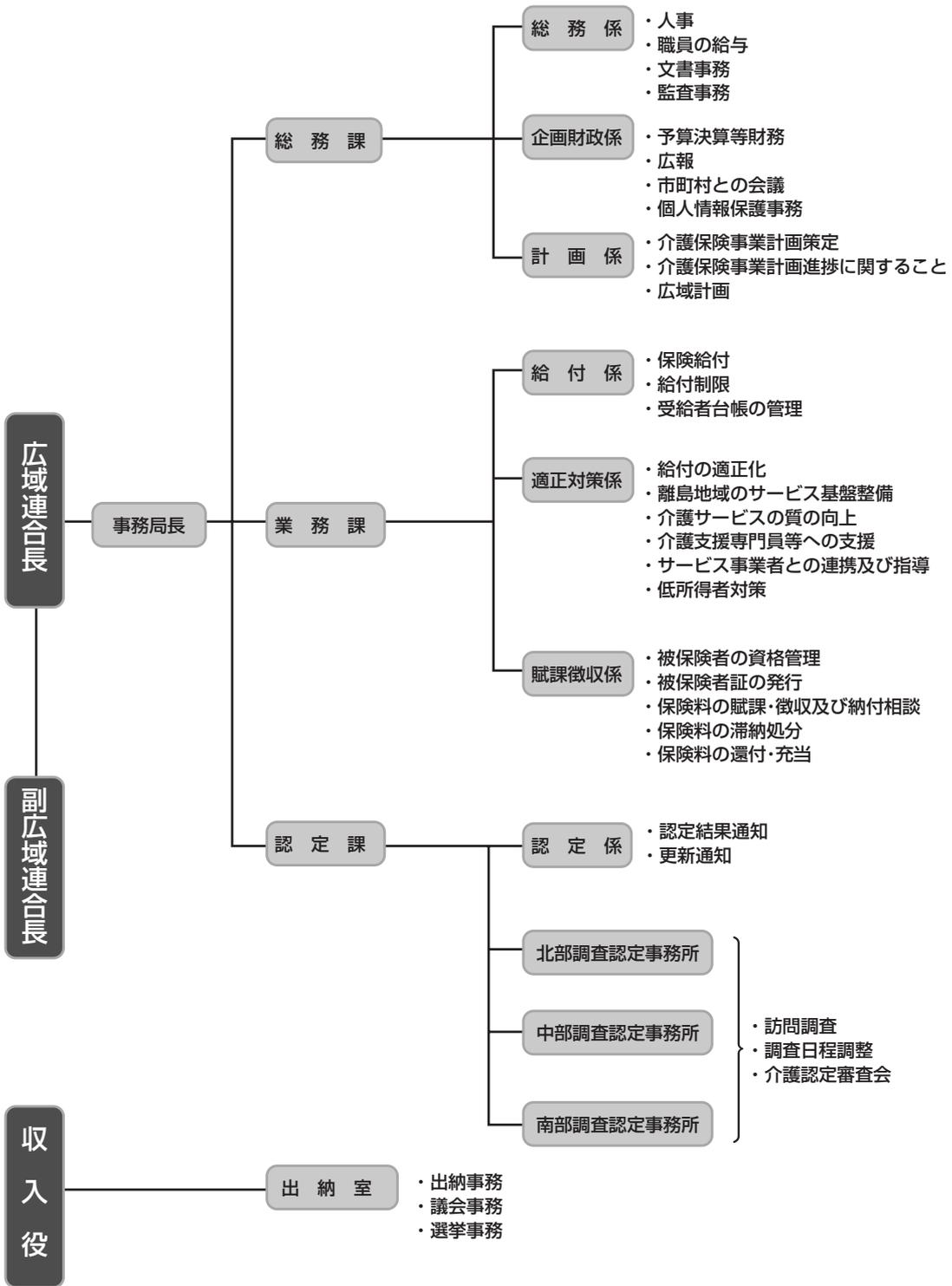
平成17年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算

歳入総額 19,090,903千円

項目	説明	単位:千円
保険料	第1号保険者(65歳以上の方)からの介護保険料	3,074,751
分担金及び負担金	介護保険給付費に係る市町村負担分	2,354,282
国庫支出金	介護給付費に係る国負担分	5,058,878
支払基金交付金	第2号保険者(40歳から64歳までの方)からの介護保険料	6,026,957
県支出金	介護保険給付費に係る県負担分	2,354,282
財産収入	広域連合の基金の運用利息	1
寄附金	個人等からの寄附金	2
繰入金	積立基金からの繰入金	221,743
繰越金	前年度からの繰越金	1
広域連合債	介護保険給付費が不足した時の借金	1
諸収入	現金の運用利息等	5

歳出総額 19,090,903千円

項目	説明	単位:千円
保険給付費	介護保険給付サービス費に係る費用	18,834,240
財政安定化基金拠出金	介護保険給付の財源不足に備えた国県市町村で設置する基金への積立金	1
基金積立金	介護保険給付の円滑な運営を行うための積立金	1
公債費	財政安定化基金償還金等	243,018
諸支出金	第1号保険者への償還金等	3,643
予備費	予期せぬ支出等に対応するための費用	10,000



監査委員	総務課職員が事務局兼務
広域連合議会	出納室職員が事務局兼務
選挙管理委員会	

介護保険料の

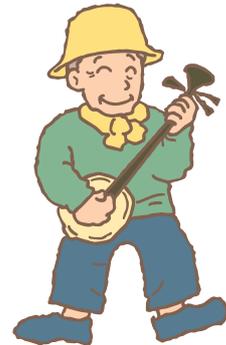
収入の少ない方の介護保険料は手続きをすると

保険料が安くなるためにはこんな事を調べます

- 1 一年間にご家庭にどのくらいの収入があるのか
- 2 あなたとご家族にどの程度の資産があるのか
- 3 あなたがご家族に扶養されているのか

調査して今の介護保険料が高いと判断されたら一年間の介護保険料がそれぞれの地域で一番安い次の金額になります。

第一ランク地域	19,300円(年額)
第二ランク地域	26,000円(年額)
第三ランク地域	31,400円(年額)



どんな手続きをしたらいいのか

申込先 お住まいの地域の役場で手続きをします。

手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ ご家族全員の貯金通帳
- ・ 健康保険証
- ・ 資産評価証明書（役場の税務担当課で発行できます）
- ・ あなたとご家族の収入がわかるもの
- ・ 身体障害者手帳（なければ結構です）

減額について

安くなることがあります。是非お申し込みください

受付期間

4月1日～翌年3月10日



保険料ランク地域表

介護保険料のランクは、その地域でどのくらいの人がどれだけ介護保険のサービスを利用するのかによって決まります。

● 第一ランク

玉城村 渡嘉敷村 座間味村 南大東村
北大東村 伊平屋村 久米島町

● 第二ランク

大宜味村 東村 宜野座村 金武町 恩納村
伊江村 北中城村 具志頭村 知念村 佐敷町

● 第三ランク

豊見城市 国頭村 今帰仁村 本部町 読谷村
嘉手納町 北谷町 中城村 東風平町 与那原町
大里村 南風原町 粟国村 渡名喜村 伊是名村

詳しいお問い合わせはお住まいの市町村役場か
沖縄県介護保険広域連合(☎098-921-7802)まで

事務局からのお知らせ

News&Advice

～利用者負担が高額になったときは～

高額介護サービス費とは

介護サービスを利用したとき、利用額の1割が利用者の負担になります。その利用者負担が一定の上限額を超えたとき、高額介護サービス費として上限額を超えた額をお返します。

なお、対象になるのは、保険適用サービスに対する負担だけで、食事代や日常生活費などは対象になりません。

(上限額)

利用者の区分	上限額
(1) 通常の場合(下記(2)(3)に該当しない場合)	37,200円
(2) ①市町村民税世帯非課税 ② 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	24,600円
(3) ①老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税 ②生活保護の被保護者 ③ 15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	15,000円

(計算の例) 非課税世帯で利用者負担が30,000円の場合

$$\begin{array}{rcccl} \text{利用者負担額} & & \text{上限額} & & \text{お返しする額} \\ 30,000\text{円} & - & 24,600\text{円} & = & 5,400\text{円} \end{array}$$

※同一世帯にサービスを利用する方が2名以上いる場合は、それぞれ同じ月の利用者負担を合算した金額が上表の額を超えた場合、超えた分について高額介護サービス費を支給します。

高額介護サービス費の申請

対象となる方へは「高額介護サービス費のお知らせ」が届きますので、以下のものを持参しお住まいの市町村介護保険担当窓口へ申請してください。

- 1、お知らせのはがき
- 2、対象月の領収証(原本)
- 3、申請者の印鑑
- 4、高額サービス費を振込む通帳(振込口座が本人以外の場合は委任状が必要となります)

～元気な老後をすごすための介護予防～

「介護予防」とは？

介護が必要な状態にならないように、また、介護を受けている状態を悪化させずに、いつまでも元気で、自分らしく、いきいきとした生活を送れるようにすることをいいます。

病気を予防するだけでなく、老化のサインを早く見つけて適切に対応していくことで、自立した自分らしい生活を維持していくことができます。

高齢者が介護を必要とする状態になる原因としては、脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患、転倒などによる骨折、認知症(痴呆症)などが多くなっています。

現在市町村では、介護予防対策として、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防するための取組みや、高齢者の生きがいや閉じこもり予防、転倒予防、認知症予防等の介護予防のための取組みを実施しております。

介護が必要になった場合、介護される当人も大変ですが、介護する家族の方もまた大変です。そうならないため、老後を元気で過ごすためにも、早い時期から家族や友人と一緒に予防していきましょう。

～ごらんください! 介護給付費通知書～

「介護給付費通知書」とは?

介護保険サービス提供事業者からの請求にもとづき、介護保険サービス利用者のかたの利用状況をお知らせする通知です。

「介護給付費通知書」が届きましたら、お手持ちの領収書と通知の記載内容を見比べていただき、利用したサービス内容や費用等に誤りがないか確認してください。

保険者（広域連合）に請求されたサービス内容と利用者自身のサービスの利用実績を比較してもらうことでその整合性を確認し、不正請求の抑止・発見につなげ、また利用者が自立を目指した適切な介護サービスを受けていただくためのお知らせです。

広域連合では、3ヶ月に1回（5月、8月、11月、2月）に通知を行います。

「介護給付費通知書」の記載内容に誤りや不明な点があれば、適正対策係までお問い合わせください。



給付費通知書サンプル

【給付費通知書サンプル】

あなたの介護保険サービス提供料について（お知らせ）

このお知らせは、あなたが介護保険の要介護認定を受け、介護サービスの提供を受けた費用がどのくらいか、利用者負担額がどのようになっているかを知っていただくとともに介護保険事業にご理解をいただくためのものです。

被保険者番号 0000000000

平成 16 年 01 月審査～平成 16 年 03 月審査までの介護給付費の支払状況

提供年月	事業所名	サービス種類名	日数回数	サービス費用額	利用者負担額	
16.01	デイサービスセンター○○○	通所介護（一）①	12	98160	9816	
16.01	介護支援センター○○○	居宅介護支援		8500	0	
16.02	デイサービスセンター○○○	通所介護（一）②	10	81800	8180	
16.02	介護支援センター○○○	居宅介護支援		8500	0	
16.03	デイサービスセンター○○○	通所介護（一）③	15	122700	12270	
16.03	介護支援センター○○○	居宅介護支援		8500	0	
合 計				37	328160	30266

事業所からの依頼などにより請求が一旦取り下げられ、再請求があった場合この通知書に再度記載されることもあります。

①②③のサービスについては、サービスを利用されたときに費用の1割を負担していただいております。

上記の例でサービスを受けられたときに負担いただいた分は①+②+③=302,660円(総額)
302,660円×0.1(1割)=30,266円となります。

この金額は1月～3月分のサービス費用の総額であり、サービスを受けられた方にこれから負担していただく分ではありません。

沖縄県介護保険広域連合 平成15年度実績

被保険者・認定者の状況

被保険者数(人)	認定者数(人)	認定率(%)
63,854	11,222	17.6%

※平成15年度末時点

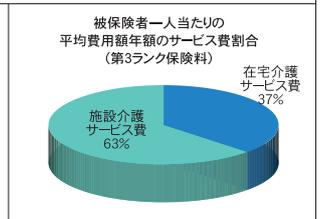
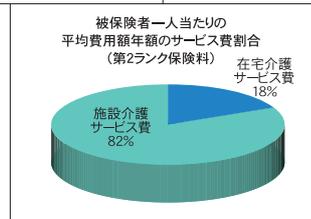
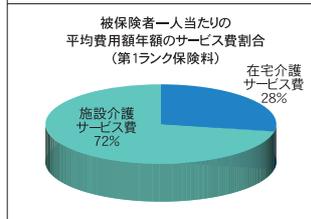
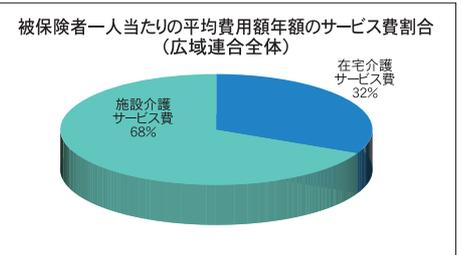
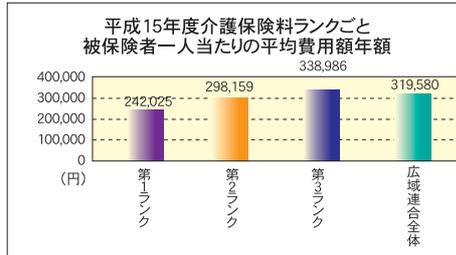
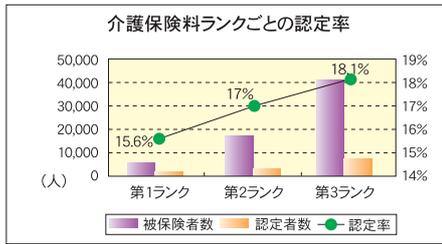
介護費用額の状況

介護サービス費用額(円)	20,406,460,848
在宅介護サービス費	7,630,473,438
施設介護サービス費	12,775,987,470

※高額介護サービス費及び審査支払手数料は除く
※利用者負担分も含む

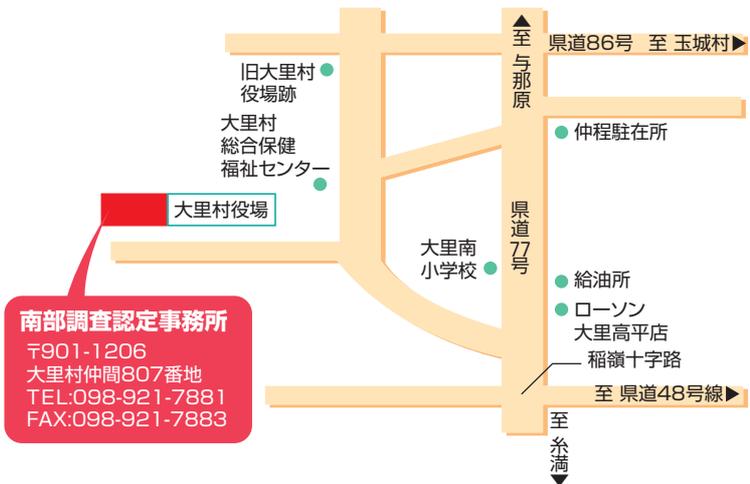
被保険者一人当たりの費用額 年額

介護サービス費用額(円)	319,580
在宅介護サービス費	119,499
施設介護サービス費	200,081



平成17年4月1日より 南部調査認定事務所が 大里村役場1階に 移転します。

これまで豊見城市役所旧庁舎にて業務を行っていましたが、南部調査認定事務所が大里村役場1階へ移転します。(右図参照)
なお、移転に伴う電話番号及びFAX番号の変更はありません。



南部調査認定事務所
〒901-1206
大里村仲間807番地
TEL:098-921-7881
FAX:098-921-7883

● 保険料に関すること

納め方、保険料額について、口座振替の手続き等

賦課徴収係 ☎098-921-7802

● 介護サービスに関すること

サービスの種類、内容、利用料等

給付係 ☎098-921-7801

苦情・相談・給付の適正化について等

適正対策係 ☎098-921-7803

● 要介護認定に関すること(要介護認定申請のながれ)

①お住まいの市町村窓口へ申請(市町村)

お住まいの市町村窓口へ

②認定調査から審査判定等(各調査認定事務所)

北部調査認定事務所 ☎098-921-7880

中部調査認定事務所 ☎098-921-7591

南部調査認定事務所 ☎098-921-7881

③認定及び認定結果の通知(広域連合)

認定課 ☎098-921-7804

沖縄県介護保険広域連合

〒904-0197 沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2

TEL:098-921-7800(代表)/FAX:098-921-7806

<http://www.okinawa-kouiki.jp/>

E-mail:info@okinawa-kouiki.jp

● 案内図(広域連合)

